平成27年12月14日

第6回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第6回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成27年12月14日(月) 午後2時00分~ 於:県南薩地域振興局指宿庁舎(3階会議室)
- 1 議事日程
 - 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
 - 報告第 3 号 農用地あっせん申し出の取下げについて
 - 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定 について (所有権移転分) (利用権設定分)
 - 議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
 - 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編 入) 申出の意見決定について
 - 議案第 4 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る事業計画変更 について
 - 議案第 5 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並び に許可及び諮問決定について
 - 議案第 6 号 農用地あっせん申し出について

その他

- 1 出席委員
 - 1番 委員 5番 委員

2番 委員

6番 委員

9番 委員

12番 委員

15番 委員

18番 委員

21番 委員

24番 委員

27番 委員

30番 委員

4番 委員

7番 委員

10番 委員

13番 委員

16番 委員

19番 委員

22番 委員

25番 委員

28番 委員 31番 委員

- 8番 委員 11番 委員
- 14番 委員
- 17番 委員
- 20番 委員
- 23番 委員
- 26番 委員
- 29番 委員
- 32番 委員
- 1 欠席委員 3番 委員
- 1 遅刻委員 10番 委員
- 1 早退委員 なし
- 1 当議事に参与する出席者 指宿市農業委員会事務局長 農地係長 主幹兼振興係長 農地係主査 農地係主査
- 1 当議事書記 指宿市農業委員会事務局農地係長
- 1 開会 午後2時00分

事務局

全員ご起立願います。

一同礼。

指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。

(唱和)

ご着席ください。

議長

ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第6回 指宿市農業委員会を開会いたします。

本日の議事録署名委員に「12番委員」と「13番委員」を指名いたします。

早速議題に入ります。

「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を、 議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」の, 説明をいたします。

議案書の1ページになります。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。報告を終わります。

議長

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

次に、「報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の取下げ申請がありましたので、ご報告いたします。議案の3ページをご覧ください。

申請人、土地の所在地、地目は議案にお示しのとおりです。

本申請は、前々回、平成27年10月19日第4回委員会議案第3号2番で、貸家で転用申請があった案件で、許可及び諮問決定を受け、自然公園第2種特別地域内の行為の許可待ちでしたが、農家住宅を作る話が出てきたため、そちらで話を進めていたということで、取り下げの申請がありましたので報告します。

なお、改めて今回、議案第5号1番で農家住宅で議案に上がっています のでご審議をお願いします。以上、ご報告を終わります。 議長

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

報告第3号 農用地あっせん申し出の取下げについて」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

それでは、報告第3号 農用地あっせん申し出の取下げについて、ご説明いたします。

4ページをお開きください。今月は、1件でございます。

番号1につきましては、備考欄に記載のとおり、平成27年11月20日委員会、議案第6号、農用地あっせん申し出、借受2番で承認をいただいた件です。取り下げの理由は、申出者の都合によるものでございます。

以上、報告したします。

議長

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

次に、「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見 決定について」のうち、まず、所有権移転分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい, 事務局。

事務局

5ページをご覧ください。

今月の基盤法農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は,第1 号議案7件でございます。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

番号2から7につきましては、お目通しください。

今回の移転分は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見 決定について」のうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

議案書の7ページから14ページになります。

今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案11件です。内訳は、新規の利用権設定が10件、再設定が1件、合計の面積は85、752㎡となっています。

以上,全て経営面積,従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

ただいま, 事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、30番委員の退席を求めます。

(30番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のと おり承認することに決定いたします。

(30番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から3番については、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の説明を求めます。

2番については、8番委員にお願いします。

8番委員

はい。

番号2につきましては、私と12番委員とで調査をいたしました。

貸人,借人,土地の所在地,地目,面積,貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。

申請人は、スバル自動車に勤務していましたが、小さい頃から父母が農作業に従事している姿を見て、将来は農業で生計をたてていきたいと考え、スバル自動車を12月で退職し、申請地を取得後は、オクラ15a、スナップエンドウ15aを栽培し、年間目標販売高250万円を目指していくとのことです。また、トラクターを運搬する2tトラックを購入しており、将来は指宿方面の農地を求め、オクラ、スナップエンドウを栽培していく計画だそうです。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照して ください。以上です。

議長

3番については、25番委員にお願いします。

2 5 番委員

番号3につきましては、私と10番委員とで調査をいたしました。

貸人,借人,土地の所在地,地目,面積,貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。

申請人は、建築業を主にやってまいりましたが、仕事量が減ってきたことから、農業で生計をたてていくことにしたそうです。

現在は、オクラ20a、エンドウ30a、ソラマメ20aを栽培しており、年間販売高560万円だそうです。

今回,父の畑を使用貸借し、オクラ20a、エンドウ40a、ソラマメ30aと耕作面積を規模拡大し、年間目標販売高800万円を目指していくとのことです。農機具については、父から譲り受け、労力についても通常は妻と2人でやっていきながら、忙しいときは臨時雇用をしながら経営していくということです。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照してください。以上です。

議長

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から3番について、 ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の2番から3番については、原案のと おり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から3番については、 原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の4番から11番についてご審 議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

28番委員

はい、議長。

休憩をお願いします。

議長

暫時休憩とします。

(休憩)

休憩前に引続き審議を再開いたします。

利用権設定分の4番から11番について、ご質疑をたまわります。

何かございませんか。

2 9 番委員

はい、いいですか。

議長

はい、29番委員。

2 9 番委員

今,会長が言われたとおり、この問題につきましては、農政課と話し合いをするということでいいんじゃないですか。

議長

そう言うかたちで。

議案第1号のうち、利用権設定分の4番から11番については原案のと おり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番から11番については、 原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農地法第3条の規定よる許可申請に係る決定について」を議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査 の報告を求めます。

6番委員

はい、議長。

議長

はい, 6番委員。

小委員長

12月4日の転用調査時に、6番、21番、30番委員と、事務局3名の計6名で、現地聞き取り調査を行いましたので報告いたします。

申請に基づき、1番から4番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれも意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から3番は売買、4番は贈与による申請で子への贈与でございます。 申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への 影響もないと思われます。 以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

なお、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の3ページから14ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

以上で調査報告を終わります。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第2号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませ

んか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第号3号「農業振興地域整備計画の一部計画変更(除外)申 し出の意見決定について」を、議題といたします。

これにつきましても,小委員会で調査にあたっていますので,現地調査 報告を求めます。

6番委員

はい、議長。

議長

はい、6番委員。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

議案第3号につきましては「除外」が1件でございます。

番号1番ですが、申請人、土地の所在地、地目は議案にお示しのとおりです。

目的は、上水道池田配水池の新設及び通路です。

資料の15ページをご覧ください。

申請地は、池田小学校から東へ126m行った農用地区域内農地で、東は畑と道路、西は畑と宅地、南は畑、北は畑と道路に接しています。

申請人は、現在の配水池が老朽化したため、申請地に新たに1,000トンの配水池2基、発電機室1棟及び通路等を整備する計画です。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地でありますが、土地

収用法第3条に規定する水道法による水道用水供給事業に該当するため、 農地法の許可は要しないものに該当します。

なお、土地の名義についても、土地収用法に基づき今年9月に指宿市が 買収を終えています。

代替地についても何箇所か検討しており、利用集積や保全面、一般基準 上の問題も特に認められませんでした。

以上、ご審議をお願いします。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませ んか。

委員 「異議なし」の声あり。 議長 ご異議なしと認めます。

> よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いた します。

次に、「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る事業計画 変更について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

はい、議長。 事務局

議長 はい、事務局。

議案第4号 事業計画変更についてご説明申し上げます。 事務局

資料の16ページをお開きください。

申請者、所在・地番、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

この申請は、平成20年1月28日第19回委員会議案第6号1番で審 議され転用許可された案件ですが、当初の目的であった作業場は別の土地 に建築し、今回息子がそこに一般住宅を建築するということで事業計画変 更の申請があったものです。

なお、周辺農地への影響も前回計画とさほど変わらないことから問題は ないものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められません でした。

以上、ご審議をお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第4号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

議長

32番委員 はい、議長。

議長

はい、32番委員。

3 2 番委員

最初、作業場で申請して、農業委員会で許可をとった訳ですが、平成 20年ですよね、転用目的からいくと1年以内に建造物は建てなくてはい けない原則じゃないかと思うのですよ。今になってこれを変更されるのは、 そこの中で、指導かなんかあったのかな。どうなのか。

議長

はい、事務局。

事務局

今回の申請があるまで、この土地が転用許可を受けているというのを、 把握しておりませんでしたので、特に指導はしておりません。

3 2 番委員

はい、いいです。

議長

ほかにございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませ んか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いた します。

次に、「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定 並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査 の報告を求めます。

6番委員

はい、議長。

議長

はい、6番委員。

小委員長

まず番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお 示しのとおりです。転用目的は、農家住宅です。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接する区 域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたし ます。

資料の17ページをお開きください。

申請地は、下里公民館から南東へ500m行った所の農地で、東と南は 畑、西と北は市道に接しています。

申請人は市内で農業を行う父親と鹿児島市在住で会社員の息子ですが、 父親は現在借家住まいで、息子も帰ってきて農業をするということで、農 家住宅を建築する計画です。

土地の形状については、現状で、土留工事を行う予定です。

また、隣接農地に影響を及ぼさないよう、平屋建てにすることから、周 辺農地への影響は軽微なものと判断いたします。

なお、本申請地は、国立公園第2種特別地域内にありますが、自然公園 法第20条第3項の規定による特別地域内の行為の許可申請中であり、そ の他の一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は資材置場です。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接する区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

資料の18ページをご覧ください。

申請地は、下里公民館から南東へ760m行った所の農地で、東、南、北は畑、西は市道に接しています。

申請人は、現在の資材置き場が借地であり、所有者に返還することから 妻名義の申請地を使用貸借し、新たに資材置場として利用しようとするものです。

土地の形状については、20 c mほど盛土をし、周囲にブロックを設置する予定です。高い工作物を設置するものではなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断いたします。

なお、本申請地も、国立公園第2種特別地域内にあり、特別地域内の行為の許可申請中であり、その他の一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお 示しのとおりです。転用目的は、一般住宅の建築です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから 第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の19ページをお開きください。

申請地は、成川区民センターから北東へ495m行った農地で、東と西は市道、南は畑、北は宅地に接しています。

申請人は、現在借家住まいのため申請地を購入し、新たに自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については、現状で土留工事をし、建物の高さを加減することから隣接農地への影響は軽微であると判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、貸駐車場です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから 第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の20ページをお開きください。

申請地は,成川区民センターから北西へ162m行った農地で,東は市道,西と南は宅地,北は里道に接しています。

譲受人は鉄工所を経営していますが、現在の駐車場が借地のため、新た に自宅兼事務所に隣接する申請地を購入し、自己の経営する鉄工所の貸駐 車場として整備する計画です。

土地の形状については、現状で、防護柵を設置する予定です。周囲に農地はなく、また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお 示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから 第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の21ページをお開きください。

申請地は、下吹越集会施設から北へ160m行った農地で、東と西は畑、南は市道、北は県道に接しています。

譲受人は、現在借家住まいであることから、申請地を購入し、新たに自己の居住する一般住宅を建設する計画です。

なお、申請地は面積が551 m²となっており、一般住宅の転用の目安である500 m²を超えていますが、敷地の東半分を1.5 m盛土し住宅を建築することから、周囲によう壁をするため有効面積は500 m²以下となる見込みです。

隣接する農地の境界より距離を置いて建築することから、営農への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお 示しのとおりです。転用目的は、一般住宅の建設です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから 第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料は戻って16ページをお開きください。

申請地は、魚見小学校から南東へ450m行った農地で、東は畑、西と南は宅地、北は市道に接しています。

申請人は、現在借家住まいですが、父の所有する申請地を使用貸借し自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については、現状で、周囲はブロック積みする予定です。

また1.2mの緩衝地を設けるなど周囲の農地へ配慮することから営農への影響は軽微なものと判断します。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお 示しのとおりです。転用目的は、駐車場です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから 第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の22ページをお開きください。

申請地は,道上公民館から北東へ180m行った農地で,東,南,北は宅地,西は市道に接しています。

譲受人は、土木建築、不動産業を行う法人ですが、申請地を購入し、駐車場15台分を整備する計画です。

土地の形状については、道路より低いため1m盛土をし、ブロック積みする予定です。隣接する農地はなく、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお 示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから 第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の23ページをお開きください。

申請地は、二月田公民館から南西へ570m行った農地で、東は宅地及び道路、西は水路、南は畑、北は里道に接しています。

申請人は、現在借家住まいのため、申請地を購入し、新たに一般住宅を 建築する計画です。

土地の形状については、現状で、土留工事を行う予定で、建物の高さを 加減することから隣接する農地への影響は軽微なものと判断いたします。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断 するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

8番委員

はい、議長。

議長

議長

はい,8番委員。

8番委員

ちょっと、中身を聞くだけでいいです。

7番なんですが、この駐車場というのが、7番は土木会社で山川にあっ

て15台の駐車場、別に駐車場というのがだめだと言うのじゃないけど、 貸駐車場というのがずっと前に出てますね、ここは、「(介護施設名)」の対 岸なんです。「(介護施設名)」に貸す意味で15台の駐車場を作るのか、別 にそれが反対と言うのじゃなくて、ここの表現と申請の時の文言がどうな んだろうかとそれを聞きたかったのです。

事務局

はい、議長。

議長

はい, 事務局。

事務局

全て「(介護施設名)」に貸すのであれば、貸駐車場という申請になった のですけど、全てではなくて、一部は近隣の住民の方も借りるということ で、駐車場という表現になっています。

8番委員

山川に本社があって、別にあの人達がここに駐車するようなこともない のだが、どうせここは、貸駐車場なんだろうなと思って。

事務局

月ぎめの駐車場が一部あるので、全部を貸すのであれば、全部貸します よという、そことの貸借関係も必要になります。

議長

ほかにございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第6号 農用地あっせん申し出について」を議題といたします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

20ページをお開きください。

議案第6号 農用地あっせん申し出の売渡を説明いたします。

今月は、売渡申し出6件でございます。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

見取り図及び地籍図につきましては、資料の24ページから25ページとなります。番号2から6につきましては、お目通しください。

また、見取り図及び地籍図等につきましては、資料の26ページから39ページとなります。ご参照ください。

つづきまして、農用地あっせん申し出の、買受、借受・希望をご説明いた します。 22ページをお開きください。

今月は、買受申し出2件、借受申し出3件の合計5件です。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

番号2から5につきましては、お目通しください。

皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員「なし」の声あり。

議長このあっせん申し出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出

されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局はい、議長。

議長

議長はい、事務局。

事務局 20ページから21ページ、売渡の

番号1は 8番と 9番委員。 番号2は32番と 9番委員。

番号3は32番と 9番委員。 番号4は28番と10番委員。

番号5は13番と23番委員。 番号6は29番と23番委員。

22ページ, 買受, 借受の,

番号1は 9番と32番委員。

番号2は西方地区が32番、新西方地区が14番委員。

番号3は10番と28番委員。 番号4は28番と10番委員。

番号5は川尻地区が24番、仙田地区が7番委員。

議長 ただいま、事務局案が発表されました。それぞれ各委員はよろしいでし

ようか。

29番委員 はい、議長。

議長 はい、29番委員。

29番委員 売渡の6番ですが、23番と29番がするんですけれども、23番を上

に書いて、29番を下に書いてくださいませんか。

事務局 いま、29番委員から提案があったのは、21ページのいちばん下、番

号6です。私は、29番委員と23番委員と言ったのですが、逆にして、

23番委員が主になってくださいという事です。

議長 23番委員、よろしいでしょうか。

(各委員了解あり)

23番委員 はい。

議長はかにございませんか。

委員

ないようですので、議案第6号については、原案のとおり承認すること

に決定いたします。

委員 議長

議長

事務局

本日の議題は、これで全て終了いたしました。ほかにございませんか。「なし」の声あり。

ほかになければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局はい、議長。

はい、事務局。

その他(議案23ページを参照して説明)

- 1. 12月の行事報告
- 2. 1月の行事予定
- 3. その他
 - (1) いぶすき産業まつりについて (報告) 農地相談が3件ありました。
 - ・住宅地内農地の取得について
 - ・名義が変えられない農地について
 - ・農地の賃貸料の相場について
 - (2) 活動記録簿の毎月の提出について依頼

27年分の活動記録簿は、12月までとなっており、通常来年分を お渡しするのですが、28年分は中身を改訂して、4月から推進員も 対応できるような形で改定されるということで、今日、提出された方 は、3か月分コピーして貼り付けてあります。

出されなかった方は、帰ってご自分で貼り付けをお願いします。

(3) 山川地域の農地利用等調査の費用弁償、振込日について報告

11月4・5日の研修復命書について、まだ出されていない方がおられます。早めに出していただくようお願いしておきます。

11月委員会の席で、新聞の締め切りが24日ということで、21日から23日が休みだったのですが、24日までに報告いただければ、なんとか前年並みの報告ができるなということで、この席から、皆さん方にお願いしました。何名かの方は実行してくださいまして報告をいただいたのですが、前年度に、残念ながら6件足りませんでした。

年金もですが、新聞も、もちろん農業委員として、広く市民に知らしめるためには、必要な仕事です。ぜひとも、そういう責任といいますか、新聞の方にも力を入れていただきますよう、お願いしておきます。

もう1点,12月2日に東京の方で、全国農業者年金セミナーというのがありまして、北海道、山形、鹿児島の3名の方が発表されました。

その席で、29番委員さんが発表されましたので、29番委員さんに一 言感想をお願いいたします。

議長

2 9 番委員

はい。

今,会長が言われたとおり、東京の方で年金のセミナーがありまして、 北海道、山形県、鹿児島県という中で、指宿市の農業者の皆様方の協力を 得まして、代弁者として自分なりには何とかなったんじゃないかと思って おります。

会長さんをはじめ、事務局の皆さんの協力のお蔭だと思っております。 ありがとうございました。

(一同拍手)

議長

付け加えますけれども、今回3名の方が発表されました。29番委員さんは、かねがねから年金推進に非常に力を入れておられまして、発表の中身というのは、1、000名くらいの皆さん方がいる中で、うなずくような非常に立派な発表をしていただきました。これはやはり、かねがね日常、自分がやっていることを話されたので、皆に感銘を与えたのだろうと思います。ほんとうに、29番委員さんお疲れ様でした。

それから、3日、4日の日に、全国会長会議というのが日比谷公会堂でありまして、その席で、いろいろ、今、農業委員会法が改正されまして、4月1日から新しく移行しますけれども、その席で、いろいろ要望事項がありまして、農業委員会の新しい組織のあり方について、予算或いは組織等を含めて採択されたのですが、その文書を持って、自分と全国の会長と大臣室に行って、〇〇大臣と話して要望書を手渡して、その時の写真がこの前の全国農業新聞にちょっと出ておりましたが、とにかく、現場の声を聞きながら、新しく施行する中においても、予算規模とか、そこら辺を話をしてきたところでした。

その後全国の皆さんと話す中で、この前話をしたかもしれませんが、推進員の報酬制度そのものは、それぞれ各委員会によって違うのですけれども、今、委員さんが貰っている報酬の、だいたい7割前後が推進員の報酬に回って、活動に応じた日当等がプラスといふうになっていくような状況です。

3市1町,いちき串木野市,伊佐市,奄美市,長島町,それに鹿児島市が4月末からですが,4市1町で条例等が議会に図られて,そこらがどういう規模の予算措置をされるか,自分達はまだ2年くらい先になりますが,そこらを踏まえて市長に要望し,最上限の19名に向けて委員の確保もしていきたいなと思います。以上です。

ほかにございませんか。

委員 議長

「なし」の声あり。

ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全部終

了いたしました。

事務局

これをもちまして、第6回指宿市農業委員会を閉会いたします。 全員ご起立願います。

一同礼。

(閉会 午後3時35分)

指宿市農業委員会会長

議事録署名委員12番委員

議事録署名委員13番委員